

〇とかち大平原交流センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、とかち大平原交流センター条例（平成17年条例第38号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定によりとかち大平原交流センター（以下「交流センター」という。）の使用許可を受けようとする者は、とかち大平原交流センター使用許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）により市長に提出しなければならない。ただし、個人で随時に使用しようとする者は、別に定める使用簿に必要事項を記載してこれに代えることができる。

2 前項本文に規定する申請は、使用の日の属する月を含め、4か月前から受け付けるものとする。

(許可書の交付)

第3条 市長は、交流センターの使用を許可したときは、とかち大平原交流センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付する。ただし、前条第1項ただし書の規定による場合は、この限りでない。

(使用内容の変更)

第4条 前条に規定する使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用期間の制限)

第5条 交流センターの使用期間は、引続き5日を超えることができない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(不許可の通知)

第6条 市長は、交流センターの使用を許可しないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(使用料等の後納)

第6条の2 条例第8条第1項ただし書の規定による使用料等の後納は、次の各号のいずれかに該当する場合に認めるものとする。

(1) 行政機関等が使用するとき。

(2) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

2 使用料等を後納しようとする者は、とかち大平原交流センター使用料等後納申請書（様式第2号の2）を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第8条第2項の規定による使用料の減免は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 免除

ア 市が主催又は委託する行事等で利用する場合

イ 市内の幼稚園、保育所、児童保育センター、特別支援学校、小学校、中学校、義務教育学校及び帯広市立南商業高等学校が教育又は保育目的で利用する場合

ウ その他市長が特に認めた場合

(2) 5割減免

ア 市が共催する行事等で利用する場合

イ 市内の高等学校が教育目的で利用する場合（帯広市立南商業高等学校を除く。）

ウ その他市長が特に認めた場合

2 使用料の減免を受けようとする者は、とかち大平原交流センター使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

3 市長は、使用料の減免を決定したときは、とかち大平原交流センター使用料減免決定書（様式第4号）により通知するものとする。

(使用料等の還付)

第7条の2 条例第8条第3項ただし書の規定による使用料及び暖房料（以下「使用料等」という。）の還付は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 使用者の責に帰することのできない理由又は突発的事故により使用不能となったとき 全額
- (2) 使用日の前日までに使用許可の取消しの申出があつて、市長が認めたとき 5割
- 2 暖房料は、使用許可を受けた全時間において全く通気をしなかったときは、全額を還付する。
- 3 使用料等の還付を受けようとする者は、とち大平原交流センター使用料等還付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（係員の立入）

第8条 市長は、交流センターの管理上必要があると認めるときは、当該使用場所に係員を立ち入らせることができる。

（使用者の遵守事項）

第9条 使用者（第2条第1項ただし書の規定により使用する者を含む。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (2) 使用許可を受けた設備以外のものを使用しないこと。
- (3) 許可なく交流センター（敷地内を含む）で、物品の配布、販売若しくは飲食物の提供又は金品の募金、寄附等の行為をしないこと。
- (4) 許可なく広告宣伝物等の掲示若しくは配布又は看板、立札等の設置を行わないこと。
- (5) 火気の取扱いに十分留意すること。
- (6) 使用時間を厳守すること。
- (7) 使用後は係員の点検を受けること。
- (8) その他係員の指示に従うこと。

（入館者の遵守事項）

第10条 入館者（敷地内に立ち入る者を含む。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外において、火気を使用しないこと。
- (2) 館内外を汚損し、又は施設設備を損傷しないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) 指定の場所以外に車を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

（入館者の規制）

第11条 市長は、明らかに館内の秩序を乱すおそれがあると認めた者については、入館を拒否することができる。

（損害賠償）

第12条 条例第12条に規定する損害の賠償額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) き損 修繕に要する額
- (2) 滅失 残存価格に見合う額

（指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い）

第13条 条例第13条の規定により指定管理者に交流センターの管理を行わせる場合における第2条から第6条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第2条第1項中「様式第1号」とあり、第3条中「様式第2号」とあるのは「指定管理者が定める様式」とする。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第28号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成23年4月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月28日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に残存する用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成26年3月28日規則第12号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月30日規則第25号）

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日規則第45号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日規則第53号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和4年2月21日規則第6号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。